

1 川崎市地球温暖化対策推進計画の概要

川崎市地球温暖化対策推進計画は川崎市地球温暖化対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）と実施計画の2部構成で、基本計画は地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、事業活動や市民生活における温室効果ガス排出量の削減など市域の地球温暖化対策全てを対象とし、計画期間や目標、施策の基本的方向を定め、実施計画では基本計画に基づき、地球温暖化対策の推進のために実施する措置を定めている。

【地球温暖化対策の目標】

【基本理念】

環境と経済の調和と好循環を基調とした持続可能な低炭素社会を構築し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ

【削減目標】

- ・ 市域における温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、本市の特徴である優れた環境技術を活かし地球全体での温室効果ガス排出量の削減に貢献することで、2020年度までに1990年度における市域の温室効果ガス排出量の25%以上に相当する量の削減を目指す。
- ・ 各主体が削減目標に向かって、自らの温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、協働の取組を進めることで、温室効果ガス排出量を削減する。
- ・ 国全体の中期目標に関する検討状況等を見極めながら、必要に応じて目標の改定について検討を行う。

【基本方針】

- ①効果的に温室効果ガス排出量の削減が誘導される社会・経済システムを構築する
- ②再生可能エネルギー源、未利用エネルギーなど、地域に存在するエネルギー資源を有効かつ効率的に利用する
- ③事業者、市民、市がそれぞれの役割に応じて削減する
- ④協働の取組を推進する
- ⑤地球全体での温室効果ガス排出量の削減に貢献する
- ⑥ヒートアイランド対策に資する

2 実施計画の基本的事項

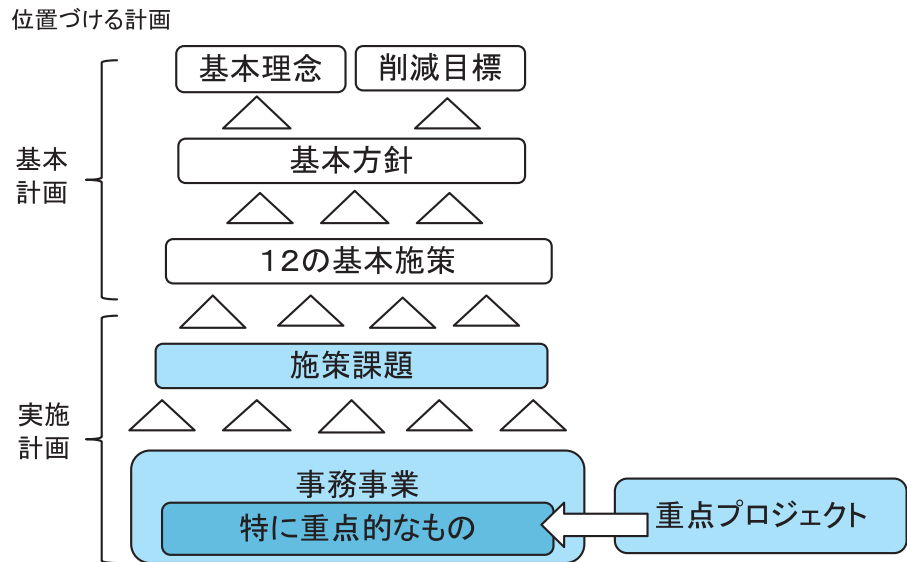
(1) 計画策定の目的

実施計画は、地球温暖化対策推進条例第7条に基づいており、基本計画に基づく地球温暖化対策の推進のために実施する具体的な事務事業（市の事務事業等の取組を中心とする）を定め、適切な進行管理を行うことで、基本計画と実施計画の一体的な運用による総合的かつ計画的な地球温暖化対策の取組を推進するために、策定するものである。

(2) 計画の対象

基本計画に示された地球温暖化対策の目標を達成するため、12の基本施策に基づく施策課題及び事務事業と、重点的に実施する事務事業としてとりまとめる重点プロジェクトを実施計画の対象とする。

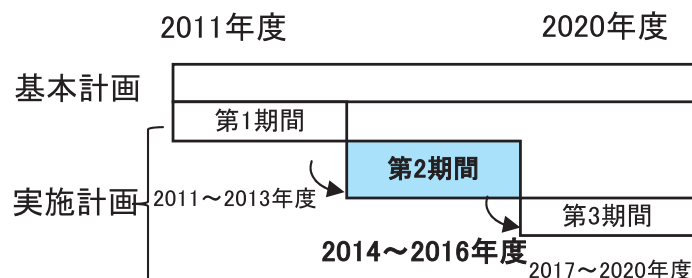
図 1-2-1 実施計画の対象



(3) 計画の期間

基本計画の期間は、2011年度から2020年度までの概ね10年間としているが、実施計画第2期間は、基本計画に定める地球温暖化対策の目標を着実に達成するために、関連計画等との整合性を考慮し、2014年度から2016年度までの3年間を計画期間とする。

図 1-2-2 計画の期間



(4) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進条例第2条第3号に基づき、対象とする温室効果ガスについては、次の物質とする。

図 1-2-3 各対象ガスと主な用途及び排出源

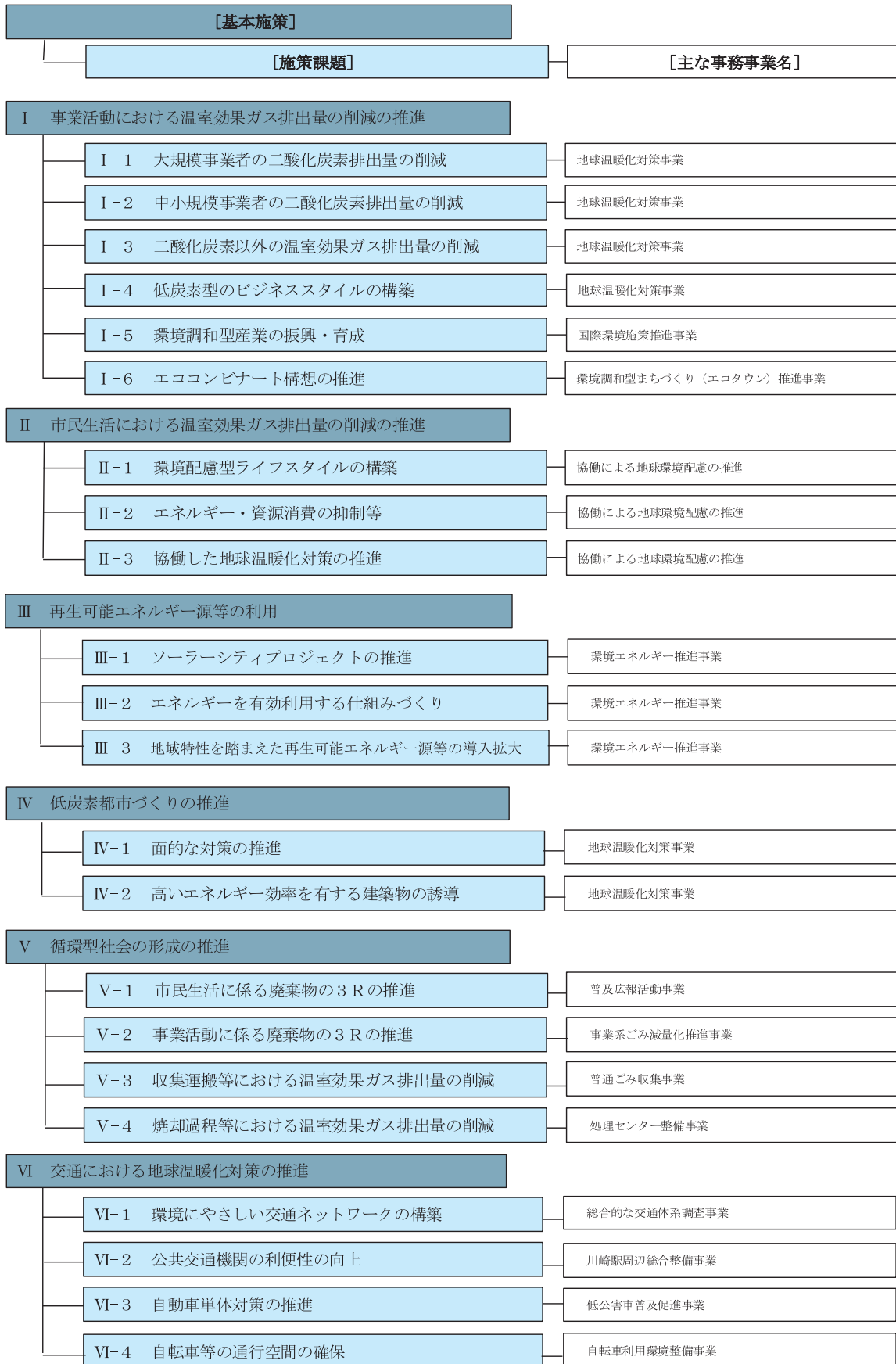
対象ガス	主な用途及び排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の燃焼、廃棄物の焼却、電気の使用
メタン (CH ₄)	農業、廃棄物の焼却、燃料の燃焼
一酸化二窒素 (N ₂ O)	農業、廃棄物の焼却、燃料の燃焼
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒としての使用
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体製造時や電子製品などの洗浄として使用
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体製造用に使用

※「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正に基づき、2015年から三ふっ化窒素 (NF₃) が新たに温室効果ガスに追加されるため、本市の排出量算定について追加を予定している。

(5) 対象とする事務事業

実施計画では、本市の事務事業のうち、地球温暖化対策の推進のための事務事業について、基本計画で位置づけられた12の基本施策ごとの基本的方向や取組の方向性に基づいて展開される具体的な事務事業を施策課題ごとに体系化する。また、事務事業の特性に応じて活動量などの定量的・定性的な目標を定める。

図 1-2-4 施策体系図



[基本施策]	[施策課題]	[主な事務事業名]
VII 地球環境に係る環境教育・環境学習の推進	VII-1 環境教育・環境学習の推進	協働による地球環境配慮の推進
	VII-2 人材育成の推進	協働による地球環境配慮の推進
	VII-3 環境教育・環境学習拠点の充実	協働による地球環境配慮の推進
VIII 緑の保全及び緑化の推進	VIII-1 緑の保全と育成	緑地保全事業
	VIII-2 緑化の推進	緑化推進重点地区整備事業
	VIII-3 公園緑地の整備	富士見周辺地区整備の推進及び調整
	VIII-4 水辺空間の利用	河川改修事業
IX ヒートアイランド対策の推進	IX-1 緑・水の確保	ヒートアイランド対策推進事業
	IX-2 排熱の抑制	ヒートアイランド対策推進事業
	IX-3 地表面被覆の改善	ヒートアイランド対策推進事業
X 環境技術による国際貢献の推進	X-1 地球全体での温室効果ガスの削減	地球温暖化対策事業
	X-2 国際的な環境保全活動への支援・連携	国際環境施策推進事業
	X-3 環境技術の海外移転の促進	国際環境施策推進事業
XI 環境技術の研究開発等の推進	XI-1 環境技術の研究開発・科学的環境施策の推進	国際環境施策推進事業
	XI-2 環境技術情報の収集・発信	環境総合研究推進事業
XII 市役所の率先取組の推進	XII-1 公共施設におけるエネルギー使用量の削減	エコオフィス推進事業
	XII-2 再生可能エネルギー源の優先的な利用	環境エネルギー推進事業
	XII-3 エネルギーの使用に由来しない温室効果ガスの削減	分別収集事業
	XII-4 公用車における対策の推進	エコオフィス推進事業
	XII-5 緑化の推進	安全で快適な教育環境整備事業
	XII-6 環境に配慮した契約や物品調達等の推進	エコオフィス推進事業

※事務事業については、主なもののみ掲載している。全事務事業については、参考（P.95）を参照。

3 事務事業と重点プロジェクトの構成

(1) 重点プロジェクトと施策課題ごとの事務事業

実施計画では、本市の事務事業のうち、地球温暖化対策の推進のために実施する事務事業を12の基本施策に基づく施策課題ごとに位置づける。特に重点的に取り組むことによって、大きな施策成果の達成や課題の解決を目指していくとともに、事業者や市民を先導していくような事務事業を選定し、重点プロジェクトとして取りまとめる。

(2) 重点プロジェクトの考え方

実施計画第2期間の重点プロジェクトについては、地球温暖化対策の推進に係る事務事業等のうち、実施計画第1期間における重点プロジェクトの考え方である「重点プロジェクトに位置づけることで削減・抑制効果を高めるもの」、「川崎の特徴を活かしたもの」、「取組の重点性（適時性）のあるもの」に加え、新たに、東日本大震災以降のエネルギー需給対策への取組を踏まえ、「創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進するもの」と、グリーン・イノベーションの推進に資する「環境技術を活かした国際貢献の取組を踏まえたもの」の考え方で事業を選定し、引き続き、次の4つの重点プロジェクトに事務事業を取りまとめ、推進していく。

- ① 低炭素都市推進プロジェクト
- ② 地域行動推進プロジェクト
- ③ 国際貢献推進プロジェクト
- ④ 市の率先行動推進プロジェクト

図 1-3-1 重点プロジェクトの構成

